

ごみの分け方・出し方

資源ごみ

以下のものは食べ物、飲み物が入っていたものに限る。中身を取り除き洗浄、乾かして出す。

■アルミ缶・スチール缶

・缶はつぶさないでください

※施設に持ち込まれた物は、機械により破碎処理し、アルミ・鉄圧プレス品として売却されリサイクルされます。

■びん（無色・茶色・その他）

・割れたもの、油（食用以外）・化粧・薬（医薬品以外）の入っていたびんは燃えないごみへ

・一升びん、ビールびんなどの生きびんは地域の廃品回収へ

■ペットボトル（色がついたものも含む）

・キャップ、ラベル・シールはプラスチック製容器包装へ

・酒、みりん、しょうゆの入っていたものも含む

■牛乳・ジュースパック

・切り開くこと

・内側にアルミ・ビニールが貼っているものは燃えるごみへ

■白色トレイ・発泡スチロール

・白色に限ります

・色付きはプラスチック製容器包装へ

・ラベル・シールを取り除き、洗浄する

・大きい場合は割る

■ダンボール（断面が波状のもの）

・留め金やガムテープは取り除く

・適量をひもで固く結ぶ

■その他の紙（厚紙・空き箱・包装紙）

・防水加工した紙、油紙などは燃えるごみへ

・ビニールなどは取り除き、空き箱は平たくつぶす

■新聞・チラシ

・適量をひもで固く結ぶ

・ファイル、感熱紙などは燃えるごみへ

■雑誌・本

■プラスチック製容器包装

・卵パック、色付きトレイ、カップ類、シャンプー容器

・中身を取り除き、洗浄する

・本体とふた、ノズルなどは必ず

・プラスチック以外のラベルはなるべくはがす

・プラスチック製のおもちゃ、パケツ、洗面器などは燃えるごみへ

リサちゃん

燃えるごみ

リクリン

■台所ごみ(生ごみ)

十分に水切りし、大きな野菜くずや魚類は 5 cm 以下に切る 貝類も含む

■木・枝・板切れ

太さ・厚みは 10 cm 以内、長さは 1 m 以内に切る

■革・ゴム製品

長いホースやロープは束ねる

■衣類・ふとんなど

大きなものは 1 m 以内の大きさに縛る

■資源にならない紙

汚れたり濡れている紙、加工されている紙（感熱紙・写真・紙コップ）

■資源にならないプラスチック

カセットテープ・ビデオテープ・CD/DVD、おもちゃなど

■衛生的に処理するもの

紙おむつ（汚物はトイレに流してから）・生理用品、入れ歯、シップなど

■その他

使い捨てカイロ、乾燥剤、プラスチック製ライター（使い切る）、電気カーペットは、コードを取り除き燃えるごみへ

燃えないごみ

リカエル

■ガスストーブ、ファンヒーター及びガスコンロ

石油ストーブの灯油は空にする、コンロのガスボンベ、点火用電池は取り外す

■ガラス・陶器類

コップ、茶碗、皿、鏡など

■資源として出せない缶・びん

油（食用以外）・化粧・薬（医薬品以外）が入っていたもの、中身を取り除く

■金属製品

なべ、フライパンなど

■トタン針金

1 m 以内の長さに切ったり束ねたりして出す

■リサイクル対象品目でない電化製品

扇風機、掃除機、炊飯器、ラジカセ、電気コードなど電池が入っている場合は、取り外す
フロンガスが入っているものは受入出来ません

■その他

刃物（新聞などで包む）、金属製ライター、傘、座椅子、チャイルドシート、時計、アルミ鍋など

有害ごみ

以下のものは、各市の収集方法に従ってください。スプレー缶などについては、施設で穴を開けて、破碎処理します。蛍光灯・乾電池については、専門業者に引き渡されリサイクルされます。

■スプレー缶など

カセットボンベ、ヘアスプレーは、キャップを外し、穴を開けずに、中身を使い切る

■乾電池

※リチウムイオン電池など一部の充電式電池は、家電量販店や市の資源ごみ常設置場で回収しています

■蛍光灯・電球

LED ライトは、燃えないごみへ

粗大ごみ

■タンス・机・いす

■スプリングマット

■自転車類

■たたみ

長さ 60 cm 以内(三つ切り)に切断してください。大量に持ち込む場合は、1 日 8 畳程度までに制限します

■処理困難物

鉄アレイ、パーペルなど

※種類によっては 1 m 以内に解体する必要があります。不明な点がございましたら、事前にクリーンセンターへお問い合わせください。

受け入れできないもの

■農薬・消毒の缶（ピクリン・テロン）、肥料袋（ビニール製）、農業用ポリ・ビニール類

販売店が専門店へお問い合わせください

■農薬・消毒の缶（ピクリン・テロン）、肥料袋（ビニール製）、農業用ポリ・ビニール類

販売店が専門店へお問い合わせください

■消防器 LP ガスボンベ バッテリー、タイヤ、耐火金庫、ソーラーパネル、電気温水器 FRP 製風呂など

販売店が専門店へお問い合わせください

■家電・パソコンリサイクル対象品

※分解したものも受け入れできません。
テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機）冷蔵庫（冷凍庫）、パソコン（ディスプレイ）
これらの製品を扱っている販売店等へお問い合わせください

■自動車・単車とその部品

■医療用廃棄物（注射器など）

→処方した病院へお問い合わせください

■産業廃棄物

→産業廃棄物処理業者へお問い合わせください

■土砂がれき類（かわら・ブロック・石など）

→市が所有する安定型処分場へ持ち込めるものもありますので、詳細は市役所または各庁舎へお問い合わせください。

ごみを直接持ち込む場合は、透明な袋に入れて中身が見える状態で持ち込んでください。ただし、事業者がごみを持ち込む場合は、市の指定ごみ袋に入れてください。クリーンセンターへ直接ごみを持ち込む場合は、有料になります。（家庭系資源ごみのみを持ち込む場合は無料です。）ごみ搬入車両 1 台につき、搬入時と退出時の計量差（搬入ごみ重量）を基に下記の料金を徴収致します。過剰なごみの積込は、重大な事故の要因になり非常に危険ですので、注意しましょう。

☐ ごみ処理手数料
(令和 5 年 4 月 1 日改定)

ごみ重量 30 kg につき 110 円(消費税込み)
※30 kg 未満の端数があるときは 30 kg に切り上げます。

この QR コードから組合ホームページ画面に転送できます

指宿広域クリーンセンター TEL 22-3303

[受付時間] 午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分 (時間内に退出)

[休業日] 日曜日 及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで

指宿広域市町村圏組合 事務局 TEL 26-2114 ホームページ ibusukikouiki.com

※収集所へのごみの出し方、地域のごみについての問い合わせ先

指宿市役所 本 庁 22-2111 環境政策課
山川支所 24-1111 市民福祉課
開聞支所 32-3111 市民福祉課

南九州市役所 本 庁 0993-56-1111 市民生活課
穎娃支所 36-1111 市民生活係

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)